

【基本方針の位置付け】

- 基本方針は、ODRを国民に身近な紛争解決ツールとするため、どのような姿を目指して、どのような取組を展開していくか(今後3年間程度を念頭)を明らかにするもの。
- 検討会の議論及びパブリックコメントを踏まえて法務省として策定した後、幅広く関係機関等に協力を呼びかけ、基本方針に沿った取組を進めていく。

(参考)

- 経済財政運営と改革の基本方針2021(令和3年6月18日閣議決定)(抄)
「国内外の予防司法支援機能や総合法律支援の充実・強化を図るほか、司法分野におけるデジタル化を推進する。」
- 成長戦略フォローアップ(令和3年6月18日閣議決定)(抄)
「オンラインでの紛争解決(ODR)の推進に向け、AI技術の活用可能性等の検討を進め、ODRを身近なものとするための基本方針を2021年度中に策定する。」
- ADR法4条1項(国等の責務)
国は、裁判外紛争解決手続の利用の促進を図るため、裁判外紛争解決手続に関する内外の動向、その利用の状況その他の事項についての調査及び分析並びに情報の提供その他の必要な措置を講じ、裁判外紛争解決手続についての国民の理解を増進させるように努めなければならない。

[論点1] 目指すべき姿として、例えば、次のような目標を設定することについて、どう考えるか。

- ODRは、費用・時間等の制約により潜在化しがちな紛争(例えば、少額、ネット取引等)にも司法アクセスを提供するものとして、特にデジタル社会、ウィズコロナ時代には不可欠のインフラであると考えられるので、
 - ・ 短期的には、ODR 第1フェーズ(ウェブ会議型)の定着・活性化とODR 第2フェーズ(チャット(+ウェブ会議補完)型)の社会実装を実現する。
 - ・ 中期的には、スマホ等が1台あれば、最新のICT・AI技術を活用したODRを利用して、いつでもどこでも紛争を解決できる社会を実現する。

[論点2] 仮に論点1に示したような姿を目指す場合、今後3年間(2022～2024年)、関係する主体(行政, ADR事業者, 関係団体等)は、どのような取組を進めていく必要があると考えるか。

【考えられる取組の例】

1. 主として、短期目標の実現に向けた取組

- 国民の日常への浸透 [ADR/ODR全般]
 - ・ 関係者が一体となったADR/ODR情報の発信
 - ・ eコマース事業者・相談機関等を介した周知広報
 - ・ 紛争解決事例の見える化
 - ・ 認知度の定点観測(定量的なKPIの設定)
- ODR機関へのアクセスの改善
 - ・ 相談機関・士業等からODR機関への紹介ルートの確立
- ODR事業への参入支援
 - ・ 参入希望者(ADR機関, スタートアップ)に対する技術, ノウハウ指導等 [主にODR 第2フェーズを念頭]

2. 主として、中期目標の実現に向けた取組

- 相談～ODRのシームレス化
 - ・ 相談・ODR機関間の相互理解の増進, 情報連携の促進
- 世界最高品質のODRの実装
 - ・ 世界最先端の状況の調査研究と成果を生かした社会実証実験
- ODRにおけるAI活用の基盤整備
 - ・ 民事判決情報のデータベース化
 - ・ AI活用に向けた倫理・規制の在り方

3. 推進体制の確立

- 官民学の連携によるフォローアップ体制